

新居浜市消防団加入促進 PR 動画等制作業務
仕 様 書



令和8年6月
新居浜市消防本部消防総務課

新居浜市消防団加入促進PR動画等制作業務委託仕様書

本仕様書は、新居浜市（以下、「本市」という。）が行う「新居浜市消防団加入促進PR動画等制作業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1 業務の目的

本市では、消防団員数の減少および平均年齢の上昇が問題となっており、消防団のイメージアップを図るために消防団加入促進PR動画を制作し、映画館の上映前広告、市内大型ディスプレイ、ソーシャルメディア等を活用して広報することにより消防団への加入促進を図ります。また、二次元バーコードを印刷した販促物を配布することで、PR動画の認知度を向上させ、地域住民に対して消防団員加入への意識向上を促進します。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 制作物

(1) PR動画

動画内容	再生時間	制作本数
消防団全般に関する動画	15秒	1本
	30秒～1分程度	1本
	3分～5分程度	1本
女性消防団員に関する動画	15秒	1本
	30秒～1分程度	1本

(2) 販促物

品目	数量	サイズ	種類等	坪量等
クリアファイル	2,000枚	A4サイズ	ポリプロピレン	0.2mm厚程度
パンフレット	2,000枚	A4サイズ	両面コート紙	84.9g/m程度

4 企画及び校正

(1) PR動画

- ア 消防団活動のやりがいや魅力が視聴者に伝わる内容の映像を制作し、消防団に関する無関心層、若年層及び女性が興味を持つ内容であること。
- イ 一般市民も理解できる内容とし、インパクトのある演出を施すことで、公開後の再生回数増加が見込める映像とすること。
- ウ 複数年使用することを考慮し、期間を限定しない内容とすること。
- エ 再生時間が15秒の映像は内容を凝縮し、音声がなくても効果的な表現とし、上記のア、イ、ウの条件を満たす内容であること。
- オ 撮影については、次の事項に留意すること。

- (ア) 消防団を現地で撮影する回数は4回程度とする。
- (イ) 撮影を行う消防団との調整は消防総務課（以下、「担当課」という。）が行う。
- (ウ) 人物を撮影する場合は、必要な肖像権の処理を行うこと。
- (エ) 新居浜市が所有する動画素材の使用も可とするが、使用する場合は担当課と協議を行うこと。

カ 編集については、次の事項に留意すること。

- (ア) 映像の加工・編集、音楽、音声及びナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。
- (イ) 音声で表現されている情報は字幕として付与し、必要に応じてナレーションを挿入すること。
- (ウ) アスペクト比は「16：9」とすること。
- (エ) 各動画のサムネイル画像を作成すること。

キ 複数年使用することを考慮した内容とすること。

(2) 販促物

- ア 親しみやすく、消防団への加入を促進するデザインとすること。
- イ 消防団の写真、イラスト等を用いること。
- ウ 動画を視聴するための二次元バーコードを印刷すること。
- エ 制作した動画の概要がわかる内容を盛り込み作成すること。

(3) 動画ファイルの仕様等

- ア 再生時間が15秒の映像は15秒00フレームで書き出しを行い、次の2つの形式で再生できるよう納品すること。

【形式1】

動画形式			画面サイズ	
MOV（コーデック H.264、ProRes422）、MP4			1920（横）×1080（縦）	
フレームレート	ビットレート	音声	音量	セーフティ領域
24P（23.98fps）	20Mbps以上	2ch/5.1ch	-20.0LKFS～-24.0LKFS	90%

【形式2】

LEDビジョン寸法	解像度
P6.67 W4800×H2560	W720×H528
P6.67 W4480×H2240	W672×H336

(ア) WMVの場合

動画形式	ビットレート	コーデック	プロファイルレベル	フレームレート
WMV	CBR8～10MB	Windows Media Video9	WMV9 MP@HL	30fps
音声形式		サンプリングレート	音声ビットレート	
Windows Media Audio9.2		48KHz	64～128Kbps	

※音声レベルの推奨値は-12LUFS/LKFS

(TVCM用に音声レベルを調整した映像と一緒に放映する場合は-24 LUFS/LKFS)

(イ) MP4 の場合

動画形式	ビットレート	コーデック	プロファイルレベル	フレームレート
MP4	CBR8~10MB	H264	High@L5.1	30fps
音声形式		サンプリングレート	音声ビットレート	
AAC		48KHz	64~128Kbps	

※音声レベルの推奨値は-12LUFS/LKFS

(TVCM用に音声レベルを調整した映像と一緒に放映する場合は-24 LUFS/LKFS)

イ 再生時間が15秒以外の動画ファイルは、wmv、mp4の2形式で納品すること。

(4) その他

ア 担当課に進捗状況の報告、意見交換を適宜実施すること。

イ 動画の使用期限を定めないこと。

ウ YouTubeが定める利用規約を満たしていること。

エ 納品後、制作物に不具合が生じた場合、または正常に上映できない場合には、正常に上映できる状態まで対応すること。

5 制作物の提出期限等

(1) PR 動画

提出期限	提出物		提出数量
	内容	再生時間	
令和8年10月19日(月)	消防団全般に関する動画	15秒	各1本
	女性消防団員に関する動画	15秒	
令和8年11月20日(月)	消防団全般に関する動画	30秒~1分程度	各1本
		3分~5分程度	
	女性消防団員に関する動画	30秒~1分程度	

ア 制作に伴う写真、イラスト、図、原稿等は、汎用的なファイル形式(JPEGなど)で納品すること。

イ 動画の納品形式については、納品前に担当課と納品のファイル形式や保存方法について再度確認を行うこと。特に、動画のフォーマットや再生機器に対応した形式にしているかを事前に協議し、納品後に不具合が生じないようにすること。

ウ 制作した動画全てを保存したDVDビデオを3枚納品すること。ただし、納品するDVDがそれぞれ1枚のDVDに保存できない場合は、担当課と協議により決定する。

(2) 販促物

提出期限	提出物	提出数量
	内容	
令和8年12月21日(月)	クリアファイル	2,000枚
	パンフレット	2,000枚

ア 「5 制作物の提出期限等 (1) PR 動画 ウ」のDVDに利用したイラスト、写真、タイトル文字等のデータを汎用的なファイル形式(JPEGなど)で保存し、納品すること。

イ ファイル形式「PDF 及び jpeg」によるクリアファイル及びパンフレットのデータ

(3) 制作物の審査

ア 受託者は、業務完了前に本市の制作物の審査を受けなければならない。

イ 審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

6 著作権等

(1) 制作物の著作権は本市に帰属し、これに関連する権利も本市に帰属する。

(2) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

(3) 受託者は、本市が認めた場合を除き、制作物に係る著作者人格権を行使できないものとする。

(4) 本業務で制作・納品された制作物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）及び公衆送信等ができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

(5) 制作物に使用する映像・音楽等の著作権上の権利関係に関しては、受託者において全ての処理を完了させた上で納品すること。

(6) 制作物の出演者の肖像権等については、受託者の責任において、撮影前に権利者等への了承を得ること。

(7) 制作物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(8) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。

(9) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

7 業務責任者

受託者は、制作業務に当たる業務責任者を置くとともに、本業務担当の業務従事者を特定しておくこと。業務責任者は動画や画像制作に必要な知識と技能を有し、委託業務を統括し、本市との連絡調整の窓口となること。

8 業務の委任

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め本市に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

9 費用の負担

本業務の執行等に伴う、使用料、出演料、謝礼等、必要な費用は、受託者の負担とする。

10 打合せ等

受託者は、常に本市と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

なお、本仕様書に記載されていない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度担当課に協議の上処理すること。

1.1 業務の完了

本業務は、制作物審査に合格後、本仕様書に指定された制作物の一式を納品し、広報活動及びその成果を検証後、本市の検査をもって完了とする。なお、業務完了後において、明らかに受託者の責めに帰する瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.2 事業報告

事業終了後には速やかに事業報告書（PDF データ及び紙媒体）を提出すること。

提出場所

〒792-0025 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市消防本部消防総務課

1.3 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり本市から引き渡された、個人情報が記録された資料等を、本市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、本業務の完了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本市が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (4) 受託者は、前3号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、その指示に従うものとする。

1.4 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、本市に速やかに報告するものとする。また、受託者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.5 参考資料の貸与

受託者は、本業務の実施に当たり本市から貸与された資料について、破損、滅失、盗難等のないよう慎重に取り扱うものとし、本市の承諾なくして複製してはならない。また、業務完了後、市から返納を求められた場合は、速やかに返納するものとする。

1.6 その他留意点

- (1) 受託者は、本業務の実施に際し、すべての関連法令、規定、および地方自治体の規則を遵守し、

必要に応じて適切な許可や手続きを事前に行うこと。

- (2) 本市は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、これを定める。